

日本公民館学会ホームページ管理規則

2004年5月10日 第10回理事会

1. 日本公民館学会は、インターネット上にホームページ（以下、学会HP）を開設する。
2. 学会HPは、学会の活動に必要な情報を掲載する。
3. 学会HPは、暫定的に **biglobe** に開設する。
4. 学会HPの管理・編集およびデータの更新は、学会通信編集部がこれを行う。
5. 学会HPに掲載する記事に関する要望・提案は、学会通信編集部に提出することができる。
6. 本規則は、2004年5月24日から施行する。